

1 趣旨

旅館業法の規定する簡易宿所事業の住環境と調和した適正な運営のために、新たな規制を提案するものである。

2 条例改正の概要（主なもの）

次のとおり、条文中の規定を定める。

(1) 特殊建築物（第 9 条・第 3 3 条の 2）

第 9 条第 2 項第 1 号において、「ホテル、旅館」を「ホテル若しくは旅館（簡易宿所を除く。）」として、簡易宿所を都市計画上の規定で区分し、第 3 3 条の 2 を新設し、簡易宿所の建築を制限する。

現行	改正案
(新設)	第 3 3 条の 2 都市計画区域内にある簡易宿所は、第 5 条の規定にかかわらず、次に掲げる敷地に建築してはならない。 (1) 袋路状の道（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）又は幅員が 4 メートル未満の道にのみ接する敷地（当該敷地が簡易宿所の占有者以外の者が主として占有する部分又は他の敷地の占有者との共用に供する部分を含むときは、当該部分を除く。） (2) 旅館業法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の境界線からの水平距離が 1 1 0 メートルの範囲内にある敷地

(2) 施行期日

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 適用区分

この条例による改正後の京都市建築基準条例の規定は、この条例の施行の日以後に建築物等の建築等の着手をする者について適用し、同日前に当該着手をした者については、なお従前の例による。

(4) 罰則に関する経過措置

この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。